

新旧比較表 電話取引サービス規定

条番号	現行	変更後
<p>第1条 電話取引サービス</p>	<p>3. 利用対象者 (1) 本サービスの利用対象者は、原則として以下のとおりとします。 当行で総合口座の普通預金口座を開設し、かつみずほ信託ダイレクト（テレホンバンキング）に登録しており、当行所定の方法で本サービスに申し込みをした国内居住の個人のお客さまで、当行に本サービスの利用を認められて本サービスの電話取引コードの交付を受けたお客さま。</p>	<p>3. 利用対象者 (1) 本サービスの利用対象者は、原則として以下のとおりとします。 当行で総合口座の普通預金口座を開設し、<del>かつみずほ信託ダイレクト（テレホンバンキング）に登録しており、</del>当行所定の方法で本サービスに申し込みをした国内居住の個人のお客さまで、当行に本サービスの利用を認められて本サービスの電話取引コードの交付を受けたお客さま。</p>
<p>第1条 電話取引サービス</p>	<p>4. 代表普通預金口座 (1) お客さまは、本サービスに関する資金決済に利用するお客さま名義の総合口座の普通預金を代表普通預金口座として、当行所定の方法により届出るものとします。 なお、お客さまから代表普通預金口座の変更に関する届出がない場合は、みずほ信託ダイレクト（テレホンバンキング）において届出していた代表普通預金口座を本サービスにおける代表普通預金口座とします。</p>	<p>4. 代表普通預金口座 (1) お客さまは、本サービスに関する資金決済に利用するお客さま名義の総合口座の普通預金を代表普通預金口座として、当行所定の方法により届出るものとします。 なお、お客さまから代表普通預金口座の変更に関する届出がない場合は、みずほ信託ダイレクト（テレホンバンキング）において届出していた代表普通預金口座を本サービスにおける代表普通預金口座とします。</p>